

議案第 96 号

瑞穂町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部 を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 30 年 12 月 14 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

（提案理由）

瑞穂町議会の議員の期末手当を改定する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部を改正する条例

瑞穂町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和
31 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 172.5」を「100 分の 177.5」に、「100 分の 187.5」を「100 分の 192.5」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。

(平成31年3月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成31年3月に支給する期末手当については、改正後の第5条第2項中「100分の20」とあるのは「100分の30」とする。

瑞穂町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表

新	旧		
第1条から第4条 略 (期末手当) 第5条 略 2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在において、議員報酬の月額に議員報酬の月額の100分の15を加算した額に、3月に支給する場合においては100分の20、6月に支給する場合においては<u>100分の177.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の192.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前3箇月以内(基準日が12月1日であるときは、6箇月以内)の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 <table border="1"><tr><td>略</td></tr></table> 第6条及び第7条 略 別表 略 <u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> 1 <u>この条例は、平成31年1月1日から施行する。</u> <u>(平成31年3月に支給する期末手当に関する特例措置)</u> 2 <u>平成31年3月に支給する期末手当については、改正後の第5条第2項中「100分の20」とあるのは「100分の30」とする。</u>	略	第1条から第4条 略 (期末手当) 第5条 略 2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在において、議員報酬の月額に議員報酬の月額の100分の15を加算した額に、3月に支給する場合においては100分の20、6月に支給する場合においては<u>100分の172.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の187.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前3箇月以内(基準日が12月1日であるときは、6箇月以内)の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 <table border="1"><tr><td>略</td></tr></table> 第6条及び第7条 略 別表 略	略
略			
略			